

岐阜市障害者総合支援協議会要綱

平成19年2月 1日	決裁
平成19年4月 1日	改正
平成20年4月 1日	改正
平成21年4月 1日	改正
平成22年4月 1日	改正
平成24年4月 1日	改正
平成25年4月 1日	改正
平成26年3月28日	改正

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、本市に岐阜市障害者総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域における障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制についての協議に関すること。
- (2) 関係機関の連携の緊密化を図ること。
- (3) 地域の実情に応じた体制の整備についての協議に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 協議会は、15人以内をもって組織する。

2 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者等及びその家族で、障害者関係団体の推薦するもの
- (2) 障害者等の保健、医療、福祉、教育又は雇用関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 会長は、事務を円滑に進めるため、専門部会を置くことができる。

2 部会について必要な事項は、別に定める。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉事務所障がい福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

岐阜市障害者総合支援協議会専門部会要領

平成24年3月 7日 決裁

平成25年4月 1日 改正

平成26年3月28日 改正

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜市障害者総合支援協議会要綱（平成19年2月1日決裁。以下「要綱」という。）第6条第2項の規定に基づき、岐阜市障害者総合支援協議会専門部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 要綱第6条第1項の規定により設置する部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域における障害者等への支援体制に関すること。
- (2) 関係機関の連携の緊密化を図ること。
- (3) 地域の実情に応じた体制の整備に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 各部会は、次に掲げる者のうちから岐阜市障害者総合支援協議会長（以下「会長」という。）が協議内容に応じて指名した部会員をもって組織する。

- (1) 障害者等及びその家族であつて、障害者関係団体の推薦する者
- (2) 障害者等の保健、医療、福祉、教育又は雇用関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会議)

第4条 各部会の会議は、会長が招集する。

(秘密保持)

第5条 部会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、福祉事務所障がい福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。